

Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは浜田河川国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、浜田河川国道事務所が管理する道路及び河川における防災情報等を道路利用者・沿道住民、河川近隣住民等に広く提供することを基本とする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター : ユーザーが「ツイート」
短文(140文字以内)を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式ツイッター : 浜田河川国道事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント : ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ツイート : ツイッターに投稿する文書のこと
- (5) 公式ツイート : 公式ツイッターから投稿するツイートのこと
- (6) フォロー : 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定すること
- (7) リプライ : ツイッターを使っているユーザーからツイートに返信すること
- (8) リツイート : ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は、浜田河川国道事務所、アカウントの管理は調査設計課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

発信内容は、浜田河川国道事務所に関する以下のさまざまな情報を発信するものとします。

- ・浜田河川国道事務所の所掌する業務内容（工事状況等）
- ・災害発生時等における道路交通状況、ドライバーへの注意喚起等、円滑な道路利用に必要な情報
- ・浜田河川国道事務所が主催・協賛し、一般参加が可能な講演会・イベント等の情報
- ・その他、浜田河川国道事務所管内における地域住民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(2) ツイートの作成担当

ツイートする文章は、浜田河川国道事務所ホームページに掲載

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、浜田河川国道事務所あるいは代行する者の確認を得たうえ、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー

公式ツイッターアカウントは原則として情報発信のみを行うものとし、個人のアカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに浜田河川国道事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。

また、ツイッターユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が浜田河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録する

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ウェブサイトとする。

(9) 状況の監視

運用するツイッター画面の状況について、異常がないか、適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は、事務所ウェブサイトに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターにより周知する。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき運営する。

公式ツイッターについては、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。